

箱根町での撮影 Q&A

(随時更新)

Q.ドローンを飛ばして撮影したい。撮影許可は必要ですか？

A.箱根町内で撮影する分には航空法(下記※参照)に基づいていれば『許可なしで撮影可能』です。

ただし映像に写りこむ場所や建物(旅館・ホテル等)また、乗り物の管理会社に「いつ」「どこで」「なぜ」撮影するかを伝えてください。

※イベント時でのドローン撮影

※日が落ちてからのドローン撮影

※目視外でのドローン撮影

※ドローンでの危険物の郵送

※ドローンでの物件投下

禁止

※また、撮影時はドローンを人、建物、乗り物等から30m以上離れた距離で撮影してください。

Q.すすき草原で撮影したい。撮影許可は必要ですか？

A.『許可なしで撮影可能』です。

ただしすすき草原は自然公園法で護られたエリアです、以下のことに注意してください。

・大きな撮影機材(地面を傷つけるような機材)は使わないこと

・草原内を通る遊歩道(約700m)から出ないこと

・一般の観光客の方々に迷惑をかけたたりしないこと

※9月～11月の紅葉シーズンは撮影が重なる可能性がございます、観光課が把握している範囲で重複しないよう調整を行いますので、箱根町観光課(0460-85-7410)までご一報ください。

※申告漏れ等の理由により観光課でも全ての撮影日程を把握できていません、万が一撮影日が被ってしまった場合は各自現場での調整をお願いします。

撮影時における主な連絡先

芦ノ湖 ⇒ 箱根神社(0460-83-7123)

箱根海賊船(0460-83-7722)

芦ノ湖遊覧船(0460-836351)

芦ノ湖漁業協同組合(0460-83-7361)

箱根関所(0460-83-6635)

小田原土木センター(0465-34-4141)

大涌谷 ⇒ 奥箱根観光株式会社(0460-84-9605)

温泉供給株式会社(0460-84-8516)

箱根ロープウェイ(0465-32-6800)